

<主な改定内容（設計業務等共通仕様書）>

- 照査の実施に関する項目を追加。【第 1102 条関係】
- 管理技術者及び照査技術者の資格要件の追加。【第 1107 条、第 1108 条関係】
- 業務実績情報システム（テクリス）の登録申請を閉庁日を除き 10 日以内→15 日（休日等を除く） 以内に変更。【第 1110 条関係】
- 業務計画書の提出を契約締結後 15 日以内→14 日（休日等を含む） 以内に変更。【第 1112 条関係】
- 個人情報の取り扱いとして、管理体制を定め、また、行政情報流出防止対策の強化として、「情報管理責任者」を選任及び配置し、業務計画書に記載することを追加。【第 1131 条、第 1136 条関係】
- 合同現地踏査の項目の追加。【第 1202 条関係】
- 維持管理に関する項目を追加。
- 築堤設計（河川編）、調整池設計（道路編）を制定。
- 成果品→成果物に名称変更。
- その他、語句等の修正。